

◎ 一番（渡辺康平君）自由民主党議員会の渡辺康平です。

まず冒頭に、二月十三日に発生した福島県沖地震において亡くなられた方に深く哀悼の意を表すとともに、地震被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。

今回の地震は、建物の外観から判断できる被害ばかりではなく、建物内部の被害が顕著です。県においては、県民に寄り添ったより丁寧な復旧支援をお願いいたします。

それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。

初めに、風評・風化対策についてであります。

風評・風化対策については、平成二十八年度から令和二年度まで六百十一億円以上の予算が執行されてきました。これまで各種の対策を進めてきたことで、県産品に関する流通実態調査や消費者意識動向の数値は改善されています。

しかしながら、今なお課題となっている数値もあります。三菱総合研究所による東京都民一千人を対象としたアンケート調査では、四〇%以上の東京都民が「福島県内では放射線被ばくにより健康被害が生じる」、また「福島県内では将来生まれてくる子孫への健康影響が起こる」と回答しております。震災と原発事故から十年が経過する今日でも、このような調査結果が出ていることは大変残念です。

今後県産品の買い控えなどが解消に向かったとしても、放射線の健康影響について、科学的根拠に基づいた確実な理解が進まない限り、社会的風評による差別や偏見の意識が根づいてしまう可能性があります。県はこの結果を深刻に捉えるべきです。

昨年二月の一般質問にて、風評・風化対策の検証について、県は各種調査の結果を分析するとともに、事業の実績や効果を基に不断の見直しを行う

という趣旨の答弁でした。つまり全庁的な検証については、風評・風化に関する情報発信分析事業で効果検証を行うというものですが、この事業はサンプル数が少なく、非公表とされています。

風評・風化の現状を捉えるためには、抜本的な検証事業が必要です。この十年の節目を契機に風評・風化対策について有識者による検証委員会を立ち上げるべきです。

以上の観点から質問させていただきます。

東日本大震災から十年の節目において、本県の風評・風化対策を検証し、今後の取組に生かすべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

次に、地方創生臨時交付金についてであります。

国は、第三次補正予算において、地方単独事業分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として五千億円を予算化し、福島県においては八十四億円強が配分されました。

これまで地方創生臨時交付金を活用し、県は感染症の対応として、感染拡大の防止策や医療提供体制の整備、また影響を受けた地域経済や住民生活の支援に充てられてきました。

地方創生臨時交付金は、コロナ対応のための取組である限り、地方公共団体が自由に使える予算であり、県の令和三年度における効果的な事業の構築が問われています。

そこで、県は地方創生臨時交付金を活用し、新年度においてどのような事業に取り組んでいくのか尋ねます。

次に、福島空港の利活用についてであります。

新型コロナウイルスの影響で航空業界は危機を迎えております。世界中の航空データをまとめたエアライン・インサイト2020によると、世界の旅客数は前年比で約六七％減となり、一九九九年レベルにまで後退しまし

た。二〇二一年のトレンドとしては、航空業界の再編や低コスト機材化が進むと指摘されています。

もう一つのトレンドとして、新型コロナウイルスの影響により定期航空の運航停止とともに、ビジネスジェットの利用が増えています。感染を防止するために、混雑した空港や定期航空便を避け、感染リスクを減らしたいという需要が伸びております。

今後航空業界の再編が起きれば、福島空港を含む全国の地方空港は甚大な影響を受けるため、ビジネスジェットの新たな需要を確保する受皿整備が必要です。特に福島空港は昨年四月から十二月までの乗降客数は七割減少し、前例のない危機的状況になっています。

そこで、県はビジネスジェットの需要を踏まえた福島空港の利活用にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、飼料用米の定着についてであります。

新型コロナウイルスの影響による米の需要減及び在庫量の増加により、令和三年以降米価の大幅な下落が想定されているため、県は主食用米から飼料用米などへの転換を進めています。

我が会派、渡辺義信県議の代表質問にて、需要に応じた米の生産の推進について、県は地域ぐるみで非主食用米等への転換が図れるよう丁寧かつ粘り強く推進していくと答弁しました。

県の新年度事業である稲作等経営体支援事業は、飼料用米の転作に補助金を出し、大規模稲作農家の手取りが主食用米と同水準になることを目指すものです。

飼料用米を進めていくためには、生産性の向上や、さらに面積を広げていく団地化が必要です。その背景として、飼料用米を進めることについて現場の農家の声を伺いますと、自然交配やカメムシの防除について懸念の声

が上がっております。

そこで、県は飼料用米の作付の定着に、どのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、釈迦堂川についてであります。

昨年二月の一般質問で、令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえ、釈迦堂川の整備にどのように取り組んでいくのか伺ったところ、県は河道掘削や護岸工などを集中的に実施との答弁でした。

この一年間、釈迦堂川の整備は河道内の伐木や河道正整が行われ、須賀川市館取町地区における土のうの積上げが行われました。しかし、釈迦堂川における台風被害の検証結果がいまだに公表されていないなどの課題もあります。

いつ国や県が河道掘削を実施するのか、護岸工を実施するのか、次の台風までに釈迦堂川の整備が間に合うのか、多くの須賀川市民が釈迦堂川の河川整備を切望しております。住民の安全と安心のために釈迦堂川の水害対策と早期整備は急務です。

そこで、県は令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえ、釈迦堂川の整備にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

流域治水について、県は阿武隈川等の一級水系において協議会を立ち上げ、治水対策の検討を進めております。

先日の我が会派、山口信雄県議の追加代表質問にて、県は国において測量や整備範囲を進めていく、国や関係市町村と連携し、地元の合意形成に取り組むとの答弁がありました。

釈迦堂川流域においても、流域治水の観点から上流部における霞堰や遊水地を検討すべきであり、国や関係市町村と連携し、合意形成に取り組むことが県の役割です。

特に福島県内では、郡山市と須賀川市が国土交通省から防災コンパクト先行モデル都市として指定を受け、国からの技術的な支援を受けやすくなっています。県としても防災コンパクト先行モデル都市を支援すべきではないでしょうか。

そこで、県は阿武隈川水系の流域治水の中で釈迦堂川についてどのような取り組みでいくのか尋ねます。

次に、鈴川の整備についてです。

令和元年東日本台風では、記録的な出水を受け、阿武隈川上流に位置する鏡石町において、本川の堤防決壊二か所、支川の鈴川で堤防決壊二か所、さらに越水により百九十九戸の建物に床上・床下浸水が発生し、十九棟の農業用ビニールハウスが崩壊しました。

こうした被害を踏まえ、国の阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにより、本川、支川の抜本的な治水対策として、鏡石町は遊水地群のエリアとして位置づけられています。

国では、遊水地群整備に向けた浸水被害地域への住民説明会を開催しますが、住民からは「阿武隈川からの洪水被害が防げても、支川である鈴川へのバックウォーターに大変危惧している」との声があり、住居移転の判断に苦慮しています。

そこで、県は鈴川について阿武隈川からのバックウォーター対策にどのような取り組みでいくのか尋ねます。

次に、道路整備についてです。

国道二百九十四号は、白河地方と会津地方を結ぶ重要路線のため、両地域間での経済活動や観光交流により、大型車や一般車両の交通量が増加しています。しかしながら、本路線は幅員が狭く、急カーブが多いため、大型車両の擦れ違いに支障を来すばかりではなく、歩道の整備が進んでいない

ことから、通学児童生徒の安全が確保されておりません。

そこで、県は国道二百九十四号天栄村大里字稲子沢地内から字沢邸地内間の整備にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

国道百十八号天栄村鳳坂峠から牧ノ内地内までの区間については、急カーブ、急勾配が続き、交通の支障となっております。昨年二月の一般質問において、県は残る牧ノ内地内までの区間については、交通量など道路の利用状況を踏まえ、整備の必要性を検討との答弁でした。

改めてお伺いいたします。国道百十八号の天栄村鳳坂峠から牧ノ内地内までの区間について、整備状況と今後の見通しを尋ねます。

次に、都市公園のパークPFIについてです。

本来地方創生とは稼ぐまちづくりであり、利益なくして再生はありません。エリアの再生を通じた不動産価値向上をビジネスとする民間が道路、公園、河川などの公共資産を稼ぐインフラと変えていく新たな公民連携事業こそ目指すべき地方創生です。

平成二十九年に都市公園法が改正され、新たな公民連携事業、公募設置管理制度パークPFIが創設されました。これは、従来の設置管理許可制度や指定管理者制度に加え、民間事業者による投資を拡大する公民連携の重要な制度となっております。

福島県内では、昨年八月に須賀川市の翠ヶ丘公園内で市内の地元企業によるパークPFI事業予定者が決定しました。これは県内で初のパークPFIとなります。

事業コンセプトとしては、公園内に新たな温浴施設が整備されることで、これまでの機能を維持するとともに、イベントなどと連携しながら集客性を高め、にぎわいの創出を図る、またカフェなどの飲食施設整備により公園利用者のさらなる利便性の向上を図る、さらには公園の一部維持管理を

事業予定者が実施するとなっています。

さて、福島県内には県が管理するあづま総合運動公園や逢瀬公園などの都市公園があります。県が管理する都市公園は、公益財団法人福島県都市公園・緑化協会が指定管理者となっていますが、今の指定管理者制度には稼ぐという視点やエリアの価値を向上させるという視点はありません。ここにパークPFIを導入すべきではないでしょうか。

そこで、県が管理する都市公園における民間の資金等を活用した整備管理手法、いわゆるパークPFIの導入について、県の考えを尋ねます。

また、パークPFIは今後県内の市町村が管理する都市公園において導入すべき施策だと考えます。公民連携を進めるために、福島県においてもパークPFIを県内の市町村に広めていくべきです。

そこで、市町村が管理する都市公園におけるパークPFIの導入を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、コロナ禍の美術や音楽の授業についてです。

新型コロナウイルス感染症の拡大以降、県内の公立小中学校では、美術や音楽などの教育については感染防止の観点から鑑賞を中心とした授業が増えています。

文部科学省が提示する感染リスクの高い学習の例として、美術では児童生徒同士が近距離で活動する共同制作などの表現や鑑賞の活動が挙げられ、音楽では室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカなどの演奏が例として挙げられています。しかしながら、美術や音楽は子供たちの想像力やコミュニケーション能力を育むものであり、コロナ禍においても必須の授業です。

その一方、コロナ禍で整備が進んだのは教育現場のICT化です。今後小中学校のICT教育の環境が進むことで、ネットワークを活用した美術や

音楽における教育の可能性が広がります。

そこで、県教育委員会は公立小中学校の美術や音楽の授業におけるICTの活用にとのように取り組んでいくのか尋ねます。

最後に、県立高等学校改革についてであります。

本議会において、県立高等学校改革における高校再編に伴い、新たに統合校五校の位置と名称を定める条例案が出ております。さきの政調会で新たな統合校の校名が発表されて以降、須賀川高等学校と長沼高等学校の統合校、須賀川創英館高等学校については、私の地元、須賀川市内では大きな反発が起きました。

県教育委員会は、一月二十日に須賀川高校内で名称決定の説明会を開きましたが、出席した同窓会、PTA、生徒活動後援会などの関係者は「須賀川を代表する校名として新たな須賀川高校を継承するのが妥当であり、新校名については経緯を含め到底容認できない」と強く反発しております。

教育委員会の中で進められてきた県立高校改革の懇談会について、統合校の名称については懇談会内で特に議論された状況はありません。そのほか、新たな校名に反発した背景は様々ありますが、県立高校改革は地域の合意形成なくして進めることはできません。

さて、他県における校名決定の事例ですが、青森県では校名について県民から広く意見を聴取し、校名案候補に係る提案理由と県民などへの意見募集結果の一覧をホームページで公開しています。本来校名の決定は広く県民から意見募集を行うべきでした。せめて今回の校名決定についてそのプロセスを全て開示すべきです。

そこで、統合校の校名決定に至る過程について情報を広く公開すべきだと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

最後に、一言述べさせていただきます。



今月十一日で東日本大震災と原子力災害から十年の節目を迎えます。あの震災からもう十年なのか、それともまだ十年なのか、県民、国民によって受け止め方は様々かと思えます。

では、我々政治や行政に携わる者はどのように受け止めるべきか。私は、次の十年、これからの十年を見据える節目の年と考えます。復興を前に進めるべき政策は前に進める。しかし、検証すべき政策については批判やタブーを恐れずに見直す。私は、福島県にとって、日本国にとって決断と覚悟の年であると思えます。そのため節目の年とすべきです。

以上で私の壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

◎議長（太田光秋君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）渡辺議員の御質問にお答えいたします。

風評・風化対策についてであります。

これまで関係機関が一丸となった取組により、県産農産物の輸出やインバウンドが震災前の水準を超えるなど着実に成果が現れている一方、本県の農林水産物や観光への風評による影響は今も続いております。

さらに、現在はコロナ禍の影響により、私が直接対面して思いを伝える機会が減少しているほか、時間の経過により本県への関心や応援意向が低下するなど、風化も進行しております。

これら二つの逆風に打ち勝つためには、長期にわたる粘り強い取組とともに、新しい生活様式など様々な社会変容に対応した情報発信が必要であります。

このため、この十年の取組とその成果、課題を整理するとともに、直接影響を受けている関係者の意見や流通実態調査などの各種調査結果を基に分

析、検証した上で、今年度中に風評・風化対策強化戦略を改定し、取組のさらなる強化を図ることとしております。

引き続き、私自身が先頭に立ち、全庁一丸となって、国や市町村、応援いただく企業等との連携を強化しながら、福島に対する理解がより深まるよう取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（企画調整部長橘 清司君登壇）

◎企画調整部長（橘 清司君）お答えいたします。

地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を進める上で、地方の創意工夫の下、自由に用途が決められる国の交付金であり、本県においても社会経済活動の維持や感染拡大防止の取組に最大限活用してまいりました。

新年度においても、引き続き県内の感染状況や地域経済等の状況に応じ、この交付金を適時適切に活用し、診療・検査体制の強化や医療従事者への支援とともに、中小企業のサプライチェーンの強化、観光周遊宿泊支援等に取り組んでまいります。

（農林水産部長松崎浩司君登壇）

◎農林水産部長（松崎浩司君）お答えいたします。

飼料用米の作付の定着につきましては、新たな費用や労働力をかけずに毎年安定した収入を確保できることから、経営の一部門に位置づけることが重要であります。

このため、利用者との複数年契約を誘導するとともに、作付を拡大した分の面積に応じた県独自の奨励金の交付に加え、直播栽培等の技術指導や国の産地交付金を活用した団地化による低コスト化の推進など、飼料用米の作付の定着に積極的に取り組んでまいります。

(土木部長猪股慶藏君登壇)

◎土木部長(猪股慶藏君)お答えいたします。

釈迦堂川の整備につきましては、国と連携して令和元年東日本台風による洪水の検証を行いながら氾濫防止のための対策を検討してきたところであり、今後は国による国道四号から下流の整備と整合を図りながら、県管理区間の必要な箇所において堤防のかき上げを実施するとともに、河道掘削や樹木の除去を行うなど、浸水被害の防止に取り組んでまいります。

次に、流域治水の中での釈迦堂川の取組につきましては、阿武隈川水系全体の治水対策を検討するため、国や市町村とともに流域治水協議会を立ち上げており、令和元年東日本台風を踏まえた河川整備に加え、流域内で雨水の流出を抑制する対策や住民の避難行動につながるソフト対策など効果的な施策を具体化し、関係機関の連携の下、須賀川地域の治水対策にしっかりと取り組んでまいります。

次に、鈴川におけるバックウォーター対策につきましては、河川断面を確保するための河道掘削や樹木の除去に加え、堤防の上を舗装する堤防強化に着手したところであり、引き続き阿武隈川本川を管理する国と連携しながら浸水被害の軽減に努めてまいります。

次に、国道二百九十四号の天栄村大里地内の整備につきましては、約一・六キロメートル区間について、道幅が狭く、歩道が設置されていないことから、平成三十年度に道路改良事業に着手し、現在測量や設計を進めております。

今後は、地元の説明を行いながら、早期の工事の着手に向け、用地の取得に取り組んでまいります。

次に、国道百十八号の鳳坂峠から牧ノ内地内までの区間につきましては、鳳坂工区においてトンネルの工事を進め、現在掘削延長で約八割の進捗と

なっております。

引き続き、早期完成に向け重点的に整備を進めるとともに、牧ノ内地内で改良が必要な区間については、今後地元の説明を行いながら調査等に着手してまいります。

次に、県が管理する都市公園におけるパークPFIの導入につきましては、本県の都市公園の特性や利用状況等を踏まえ、整備や管理に要する経費の縮減や利用者の利便性を図るために導入された全国の先行事例の調査等を行ってまいります。

次に、市町村が管理する都市公園におけるパークPFI導入の支援につきましては、制度の理解を深めるため、国と連携し、市町村への説明会や先進地の視察などを行っております。

引き続き、先行事例の調査結果の提供や計画策定時の助言など、市町村の意向を丁寧に聞きながら支援を行ってまいります。

（観光交流局長國分 守君登壇）

◎観光交流局長（國分 守君）お答えいたします。

ビジネスジェットの需要を踏まえた福島空港の利活用につきましては、利用件数の増加を図るための情報発信が重要であると認識しております。

今後、市場動向を的確に把握することはもとより、首都圏との近接性など福島空港の強みを広くアピールすることにより、ビジネスジェットの需要を空港の利活用促進につなげるための取組を進めてまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

美術や音楽の授業におけるICTの活用につきましては、見る、聴く、触れるなど感覚を働かせる学習に加え、コロナ禍においても遠隔により大学等の専門家から学ぶなど、幅広い授業が可能であると考えております。

今後は、作品の制作や楽器の演奏などの体験をオンラインで補完する活用事例を普及することにより、子供たちの感性や創造性を育む教育を充実してまいります。

次に、統合校の校名につきましては、それぞれの統合対象校において、まず生徒、保護者及び教職員から校名案を募集し、その後取りまとめる過程で同窓会やPTAなど日頃から御支援をいただいている学校関係者にお示しし、その御意見を伺いながら、両校が作成した複数の案を基に最終的に県教育委員会が決定したところであります。

今後は、統合する両校の伝統を継承しながら、特色ある学びを構築するなど、統合校の教育内容の充実を図り、新たな校名にふさわしい魅力ある学校づくりに努めてまいります。

◎一番（渡辺康平君）まず初めに、一の風評・風化対策について知事に再質問させていただけます。

今回の質問の趣旨は検証であります。特に従来の検証、農業や観光については各部各課で確かにやられております。そして、現場の方に声を聞いている。それは重々承知しております。しかし、全庁的な検証というのはこの分析事業のみで、これが未公表、未公開となっている。やはり公開すべき事業ではないか。さらに、我々議員や県サイドが話し合うだけではなく、第三者の客観的な検証委員会を立ち上げるべきだ。演説内容の趣旨は、その二点に重きを置いておりました。

しかし、今回答弁の中で残念ながらその点が触れられていなかった。どうしてもこれは再質問するしかないと思います、情報発信分析事業など全庁的な発信事業の公表できる事業を行えないのか、そしてもう一点は第三者の客観的な検証委員会を立ち上げないのか、その二点について改めて知事に再質問させていただきます。

教育長に伺います。

須賀川高校、長沼高校の校名、県立高校改革についてであります。今教育長から答弁いただいた内容というのは、既に関係者も分かっていますし、現状で分かっている内容なのです。しかし、私が発言しているのは、これ青森県の事例ですけれども、県民に意見募集した結果というのが、例えば位置に着目したグループとして校名案の候補及び提案理由、そして県民への意見募集の結果はこうですと。または、専門学科に着目したグループ、さらには理念に着目したグループと非常に細かく情報公開されています。これは青森県の平成三十年十月二十九日の資料ですが、主な意見としても、この校名の方向性についてもどのような議論がされているか公開されています。

実際に今県のホームページで公開されている資料というのは、統合校の名称、統合校の特色、魅力と載っていますけれども、正直これしかありません。内容としてはまだまだ不十分だと思います。さらなる情報公開が必要だという趣旨で今回質問させていただいております。現状我々が分かっている段階ではなくて、さらに全てプロセスを明らかにしてくれという趣旨の質問です。改めて再質問させていただきます。

◎知事（内堀雅雄君） 渡辺議員の再質問にお答えいたします。

風評・風化対策の検証につきましては、各種調査の結果の分析や直接影響を受けておられる関係者等の意見を幅広く伺いながら対策を講じていく必要があると考えております。

国や関係機関と連携しながら、国内外に対する本県の正確な情報発信に継続して取り組んでまいります。

◎教育長（鈴木淳一君） 再質問にお答えいたします。

青森県の事例を御紹介いただきました。私も青森県がいわゆるパブリック

コメント的にホームページ上に幾つかの案をお示しして公開しているということは承知をしております。

福島県はなぜ今のようなやり方をしているかといいますと、県域が広いということもありまして、やはり一番は地元の統合する両校の生徒さん、保護者の方、教職員、そういった方々にまずやはり誇りを持っていただいたり、今後統合された後も引き続き御支援をいただいたりということ、関係の深い方々に関わっていただいて校名を決めていこうという、福島県の場合そういったやり方を取らせていただいております。

ですから、そういう意味では、ホームページにアップして、例えば浜通りの方も会津の方もぜひ応募してくださいというやり方は取っておりますが、生徒さんには直接案を募集していますし、また折に触れて関係者の方々には御意見を伺いながら案を決定しているということでございます。

◎一番（渡辺康平君）それでは、教育長に再質問させていただきます。

県立高校改革についてです。今の御答弁いただきますと、新たな情報公開、プロセスの公開は考えていないということでしょうか。今お答えいただいた内容は、あくまで福島県は広いので、青森県とは違うので、情報公開の形が違うのですという趣旨でお答えいただいたのですけれども、そうではなくて、今回の県立高校改革における校名決定のプロセスもつと情報公開してくれと、そういう趣旨で私は質問しております。ほかの県のはあくまで事例であります。その件についてお伺いします。

◎教育長（鈴木淳一君）再質問にお答えいたします。

各県調べさせていただきましたが、県によって手法は本当に様々でございます。青森県も一つの手法だとは思いますが、ただ、青森県さんのお話を伺いまして、最終的にはやはり幾つかの案の中から教育委員会において最終決定させていただいているところは同じですし、またその過程で

いわゆる投票のような形で、声の多い、あるいは人気のあるといひましようか、そういうところに決めるといふわけでもないといふことで、福島県も青森県もそこは最終的には教育委員会において責任を持って決定させていただいたという点では同じであるといふことと、それから生徒さんから直接募集をしたりとか、そういう点では、教育委員会側が幾つか案をつくって皆さんに聞くといふやり方とか、手法は本当に様々でございますが、今回のケースのような場合ですと生徒さんから本当の原案をいろいろ提案していただいています。今回の案につながっている御提案も実際生徒さんからいただいているわけで、そういうた生徒さんにとっては非常にづらい思いを今されているといふこともあります。そういったことにもつながりかねないので、公表もメリットもあると思いますが、我々としては公表の仕方についてはいろいろと慎重に考えてまいりたいといふふうに思っております。